

京田辺市立図書館協議会委員公募要項

1 目的

京田辺市立図書館協議会（以下「協議会」という。）は、京田辺市立中央図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館事業について館長に対して意見を述べる機関として、図書館法第14条及び京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例第6条の規定に基づき、設置しているものです。

図書館運営について、広く市民の方々から御意見等をいただくため、京田辺市立図書館協議会委員の一部を公募します。

2 募集人数

1人

3 応募資格

応募期限日現在、次の条件をすべて満たす方とする。

- (1) 図書館運営について関心があり、積極的に意見を述べることができる方
- (2) 京田辺市内に在住又は通勤・通学される18歳以上の方
- (3) 国及び地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (4) 年数回、平日昼に開催される会議に出席できる方
- (5) その他教育長が必要と認める事項

4 委員の任期

委嘱の日から2年間

5 職務内容等

- (1) 委員は、協議会に出席し、本市の図書館の運営に関する必要な事項について審議等を行います。（年3回程度）
- (2) 会議に出席した場合、本市が規定する報酬を支給します。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務を負います。

6 応募方法

(1) 応募期間

令和2年12月8日から令和3年1月16日（当日必着）まで

(2) 応募書類

① 京田辺市立図書館協議会委員公募申込用紙

② テーマ「わたしの考える図書像」についての作文（800字以内）

なお、応募にかかる書類は返還しません。

(3) 提出先

応募書類を下記まで郵送もしくは持参

〒610-0331 京田辺市田辺辻40番地

京田辺市立中央図書館

7 委員の選考方法

京田辺市立図書館協議会委員選考委員会において書類審査により行う。

8 選考結果

選考結果については、速やかに応募者全員に通知します。

9 選考委員会

選考委員会は、教育長を委員長とし、教育部長、教育部副部長、社会教育課長、中央図書館長の5人の委員で組織します。